

札幌市水道局建物清掃業務総合評価一般競争入札実施要領

令和2年5月13日総務部長決裁

(趣旨)

第1条 この要領は、札幌市水道局が発注する建物の清掃業務に係る調達において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の10の2の規定に基づき、価格その他の条件が本市にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式による一般競争入札（以下「総合評価一般競争入札」という。）の手續に関して、別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象業務)

第2条 この要領の対象として総合評価一般競争入札を行う調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手續の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）の適用がある建物の清掃業務（以下「対象清掃業務」という。）とする。

2 前項に定める対象清掃業務については、原則として、その履行期間を12月超にわたり定めるものとする。

(調達の手續)

第3条 対象清掃業務において、総合評価一般競争入札を行うときは、この要領により実施するものとし、この要領に定めのない事項については、特例政令の適用を受ける調達の手續の例によるものとする。

(落札者決定基準の決定)

第4条 施行令第167条の10の2第3項の規定に基づく落札者決定基準（以下「落札者決定基準」という。）にあつては、別表1に掲げる事項を基本に、調達ごとに定めるものとする。

2 前項に基づき落札者決定基準を定めようとするときは、総務部長等は、あらかじめ2名以上の学識経験を有する者の意見を様式1により聴取し、その意見の結果をもとに、札幌市水道局物品・役務契約等事務取扱要領（平成25年1月31日総務部長決裁。以下「役務要領」という。）第4条の規定に基づく一般競争入札参加資格

審査委員会（以下「資格審査委員会」という。）の議を経るものとする。

3 前項の資格審査委員会の構成は、役務要領第4条第2項の規定にかかわらず、別表2に掲げるとおりとする。

（入札参加資格等）

第5条 総合評価一般競争入札に参加することができる者は、役務要領第3条に掲げる要件のほか、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

(1) 次に掲げる一定の資本関係又は人的関係にある者が同一入札に参加していないこと。

ア 資本関係

（ア） 親会社と子会社の関係である場合

（イ） 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

（ア） 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

（イ） 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法（平成14年法律第154号）

第67条第1項又は民事再生法（平成11年法律第225号）第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(2) 役務要領第91条第1項（第1号を除く。）及び第2項の規定に基づき定めた要件

2 総合評価一般競争入札を行うときは、入札参加条件として、入札書記載金額に対応した次に掲げる書類（札幌市水道局役務契約に係る低入札価格調査制度及び最低制限価格制度運用要領（平成24年1月18日管理者決裁。以下「低入札価格調査運用要領」という。）第7条第2項第1号に定める入札書記載金額の積算根拠に準ずるもの。以下「業務費内訳書等」という。）を、入札の際に求めるものとし、その旨を次条の入札公告において明示するものとする。

(1) 業務費内訳書

(2) 業務従事者賃金支給計画書

(3) 社会保険料事業主負担分調書

（入札公告）

第6条 総合評価一般競争入札を行うときは、特例政令の適用を受ける調達における公告手続の例によるほか、次の各号に掲げる事項を公告するものとする。

- (1) 総合評価一般競争入札を採用していること。
- (2) 総合評価に必要な企画提案の書類の提出に関すること。
- (3) 落札者決定基準
- (4) 落札者の決定方法に関すること。
- (5) その他必要な事項

2 前項の公告は、別記1標準告示例による。

(入札説明書)

第7条 特例政令第8条の規定に基づき、総合評価一般競争入札に参加しようとする者に対し交付する入札説明書は、別記2標準入札説明書例による。

(提案書類の提出)

第8条 管理者は、総合評価一般競争入札に参加する者(以下「入札参加者」という。)から、指定した期日までに、入札書並びに入札公告に示す入札参加資格の審査に係る書類(以下「審査書類」という。)及び業務費内訳書等のほか、企画提案に係る書類(以下「提案書類」という。)の提出を求めるものとする。

2 入札参加者から提出された入札書並びに審査書類、業務費内訳書等及び提案書類(以下「入札書等」という。)は、書換え、引換え又は撤回を認めないものとする。

(開札等)

第9条 入札執行者(役務要領第2条第1項第9号で定める者をいう。以下同じ。)は、前条による入札があったときは、公告においてあらかじめ示した日時及び場所において、開札するものとする。

2 前項の開札において、入札執行者は、次の事項を告げた後、落札を保留して、開札を終えるものとする。

- (1) 入札が無効となる入札参加者
- (2) 入札した入札参加者の商号又は名称及び入札書記載金額
- (3) 予定価格の制限の範囲を超える価格で入札をした入札参加者
- (4) 低入札価格調査運用要領第4条に定める調査基準価格(以下「調査基準価格」という。)を下回る価格で入札をした入札参加者

3 開札を終えた後、入札執行者は、入札参加資格を有したうえで予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行った入札参加者の業務費内訳書等を審査し、業務費内訳書等が低入札価格調査運用要領第7条の2第1項各号又は第2項のいず

れかに該当したときは、当該入札参加者の入札を無効にし、その旨を通知する。

- 4 前3項の結果、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札がないときであっても、施行令第167条の8第4項の規定に基づく再度入札は、行わないものとする。

(提案書類の評価等)

第10条 入札執行者は、前条の開札結果に基づき、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行った入札参加者（以下「評価対象者」という。）について、入札書記載金額及び提案書類をもとに、落札者決定基準による評価を行い、評価点案を作成する。

- 2 前項の評価を行う場合において、入札執行者は、評価対象者に対し、入札書等に関し必要な説明を求めることができる。
- 3 第4条第2項の規定に基づく意見聴取において、落札者を決定しようとするときに改めて学識経験を有する者の意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、総務部長等は、第1項の評価点案に基づき落札者を決定することについて、あらかじめ2名以上の学識経験を有する者の意見を様式2により聴取し、その意見の結果を、資格審査委員会に報告するものとする。
- 4 第1項の評価点案及び前項の学識経験を有する者の意見に基づき、資格審査委員会が評価点を決定する。

(落札者の決定)

第11条 前条第4項で評価点を決定した結果、評価点の最も高い者を落札者とし、評価点の最も高い者が複数いる場合には、くじにより落札者を決定する。ただし、落札者となるべき者が、調査基準価格を下回る価格で入札をした場合には、低入札価格調査運用要領に基づく低入札価格調査を行い、落札者を決定するものとする。

- 2 前項の低入札価格調査を行った場合において、落札者の決定に当たっては、低入札価格調査運用要領第9条に定める低入札価格審査委員会の事務を、資格審査委員会が代わって行うものとする。
- 3 落札者を決定したときは、入札執行者は総合評価に係る審査結果について、第9条第1項で入札参加資格を有していると認められた入札参加者に対し、通知するものとする。

(入札結果の公表)

第 12 条 落札者を決定したときは、その入札結果について、札幌市水道局物品・役務契約に係る入札等情報の公表に関する事務取扱要領（平成 25 年 12 月 26 日総務部長決裁）第 7 条の規定に基づき、様式 3 により公表するものとする。

（評価点に係る疑義照会）

第 13 条 評価対象者は、公表された自らの評価点に疑義がある場合は、第 11 条第 3 項に基づく通知があった日の翌日から起算して 3 日（札幌市の休日を定める条例（平成 2 年条例第 23 号）に規定する休日を除く。）以内に、管理者に対し、自らの評価点について様式 4 により疑義の照会ができるものとする。

2 管理者は、前項の規定に基づく照会があったときは、あらかじめ資格審査委員会の議を経たうえで、書面により回答するものとする。

（企画提案の履行確保）

第 14 条 管理者は、落札者が提示した企画提案にあつては、落札者と契約を締結する際、その内容を契約の特記事項として約定し、その履行を確保するものとする。

2 管理者は、企画提案の履行確認のため、受託者に対して、必要な報告又は資料の提出を求めることその他必要な調査を行うことができるものとする。

（約定内容が履行されないときの措置）

第 15 条 管理者は、前条第 1 項の規定に基づき約定した内容（以下「約定内容」という。）について、受託者が正当な理由なく履行しないときは、当該受託者に対し、是正をするよう指示するものとする。

2 管理者は、受託者が前項の指示に従わない、又は約定内容の性質上、是正をすることができないことが明らかであると認めるときは、第 10 条第 4 項の規定に基づき決定した評価点と、実際の履行内容をもとに算定した評価点との差を算出し、その差の合算点を、管理者が認めた日から起算して 1 年間（減点措置期間を経過して以降も是正されない場合であつて、第 7 項による契約解除を行わない場合については、再度管理者が認めた日から起算して 1 年間）に開札を行う対象清掃業務に係る総合評価一般競争入札において、当該受託者における評価点から減ずるものとする。

3 前項の規定は、受託者が事業協同組合等であるときは、当該事業協同組合等のすべての組合員にも適用するものとし、当該事業協同組合等の組合員が単独で入札に参加する場合にも前項の措置を行うものとする。

4 前 2 項の措置について、市長又は他の企業管理者が発注する対象清掃業務に係る

調達においても適用する。このとき、第1項の「管理者」とあるのは「市長又は他の企業管理者」と読み替えるものとする。

5 管理者は、第1項の指示を受けた受託者が、その指示に従わず、約定内容の履行の見込みがないと認めるときは、当該受託者に対し、札幌市水道局競争入札参加停止等措置要領（平成14年5月8日管理者決裁）に基づき参加停止措置を行うことができるものとする。

6 管理者は、前項の場合において、参加停止措置の有無にかかわらず、当該受託者に対し、請求金額から履行しない割合に相当する金額を減額することができるものとする。

7 管理者は、第1項の指示を受けた受託者が、その指示に従わず、約定内容の履行の見込みがないと認める場合であって、契約を継続し難い重大な事由があると認めるときは、契約を解除することができるものとする。

（秘密の保持）

第16条 総合評価に係る審査結果を除き、この要領に基づき入札参加者から提出された提案書類は、公にすることにより入札参加者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害することのないよう慎重に取り扱うものとし、原則として、ホームページ等での公表はしないものとする。ただし、札幌市情報公開条例（平成11年条例第41号）に基づき公開請求があったときは、非公開情報を除いて、公開請求者に公開する。

附 則

1 この要領は、令和2年5月13日から施行する。

2 この要領は、この要領の施行の日以前に公告その他の行為により申込みを求める対象清掃業務については適用しない。

3 この要領の施行開始に伴い、「札幌市水道局建物清掃業務総合評価一般競争入札試行要領（平成26年6月20日総務部長決裁）」を廃止する。

4 次に掲げる規定中「札幌市水道局建物清掃業務総合評価一般競争入札試行要領（平成26年6月20日総務部長決裁）」を「札幌市水道局建物清掃業務総合評価一般競争入札実施要領（令和2年5月 日総務部長決裁）」に改める。

(1) 札幌市水道局競争入札参加停止等措置要領運用指針（平成14年5月8日総務部長決裁）第12⑤